

3-4 憲法9条と自衛隊・日米同盟 <標準編>

憲法9条と 自衛隊

憲法9条が「自衛のための最小限の武力」をもつことを許しているかどうかの解釈をめぐっては、これまでにさまざまな議論がなされてきた。1954年に自衛隊が創設されて以後、政府の立場も時代によって変化してきている。

これまで政府は「侵略戦争は否定するが、外国が日本を攻撃してきたときに自衛するのは当然だ」という立場に立って、政府は**専守防衛と非核三原則【①】**を政策としてきた。しかし自衛隊は着実に増強され、現在では日本の防衛費は世界有数の額に達している。それゆえ政府が主張するように、自衛隊が「自衛のための必要最小限の武力」であって「戦力にはあたらない」というのであれば、論理的には「諸外国の軍隊のほとんどは軍隊ではない」という結論が導かれることになる。また1992年以後自衛隊がPKO参加のために海外に派遣され、2001年以後自衛隊が「テロ対策」のために海外に派遣されたことで、「専守防衛」政策も揺らいでいる。非核三原則がある一方で、アメリカ軍の艦船に核兵器が積載されていることはほぼ確実である。政府の立場や主張は多くの矛盾を抱えている。

このような事情を背景に、戦後長期間にわたって政権を担ってきた自由民主党は、「憲法9条を改めて、自衛隊を正式の軍隊として認め、集団的自衛権も認めよう」と考えるようになっていく。

地位協定と 米軍基地

これまで日本は日米安保条約に基づいてアメリカ軍の駐留を認め、同時に自衛隊を充実させることによって安全保障政策を展開してきているが、その背景には多くの負担・犠牲も伴っていることをよく考える必要がある。

日米地位協定は、日米安保条約の内容を詳しく具体的に定めた協定である。この協定では、日本に駐留するアメリカ軍にはさまざまな特権が認められている。たとえば、アメリカ軍は日本の法律を守らなくてもよいことになっているので、赤信号を無視して交差点を走り抜けたアメリカ軍車両によって事故が発生したり、飛行高度の制限を設けている航空法を無視して**低空飛行訓練**をするアメリカ軍戦闘機の騒音で安全が脅かされているなどの問題が起きている。またアメリカ軍の兵士が日本国内で犯罪を犯した場合でも、日本の警察はアメリカ軍の許可を得なければ容疑者を逮捕することができない。そのため事件を起こした兵士が基地に逃げ込み、そのまま軍用機でアメリカ本国に帰国してしまったために責任を問えなかったケ

①「核兵器を作らない、持たない、持ち込ませない」を国是としている。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 139

②ただし1995年に起きた少女暴行事件で米軍兵に対する批判が強まったことが背景となって、それ以後、米軍の態度には若干の改善も見られる。

ースがたくさんある。【②】

さらに財政的な面では、近年アメリカ軍駐留経費のかなりの部分を日本側が負担するようになってきている（そのための費用は日本では「思いやり予算」と呼ばれている）。沖縄のアメリカ軍海兵隊をグアム諸島に移転させることが日米間で合意されたときも、その費用（7000億円と言われている）の全額を日本が負担することが明らかになり、政治問題となった。

また沖縄のアメリカ軍基地が立地している土地は、第二次大戦末期に上陸した米軍が銃剣とブルドーザーで沖縄住民から奪った土地である。現在では形式的に借地契約が結ばれたり、法律に基づいて強制的に土地収用が行われているため、率直に「土地返還」を求めている地主も多い。【③】

このような負担・犠牲に対して、「アメリカ軍の基地が存在することで、食料などの生活物資に対する需要や雇用が増え、地域経済が活性化する」という意見もある。しかし軍事基地がなくても地域経済が保たれるように政治をおこなうのが、日本政府の本来の仕事ではないだろうか。

有事関連法の整備

皮肉なことに冷戦後、日米の軍事同盟はますます強化されてきている。1997年日米両政府は日本の「周辺事態」における日米協力について新「ガイドライン」

を作成し、これを実現するために日本政府は1999年に一連のガイドライン関連法【④】を成立させた。これをめぐって「周辺」とはどこをさすか、集団的自衛権の行使ではないか、地方公共団体などの協力義務の妥当性などといった点が議論になった。さらに2001年にテロ対策特別措置法【⑤】、2003年に有事法制関連3法【⑥】およびイラク復興支援特別措置法【⑦】、2004年には有事法制関連7法【⑧】が相次いで成立し、自衛隊がアメリカ軍と共に国内外で活動できる領域は大幅に拡大された。

このような動きに対して、憲法9条の立場から政府を批判する動きも活発になっている。イラク復興支援特別措置法に基づいてイラクに派遣された自衛隊が米軍を主力とする多国籍軍の兵士を事実上戦闘が行われているバグダッドに輸送したことについては、これが武力行使と一体化しているとして違憲とする判決（2008年4月17日名古屋高裁）が確定した。

あるべき安全保障政策

もちろん日本の周辺に安全保障上の懸念がまったくないわけではない。朝鮮半島の情勢はもちろん、ロシア・韓国・中国との国境問題もある。しかし日本は、憲法9条の精神に則りあくまでも話し合いで問題を解決する道を進むべきである。またシビリアン・コントロールを堅持し、アメリカよりも、まず国際連合との協調が第一とされなければならない。

③1995年に少女暴行事件が起きた直後、沖縄の大田県知事は土地収容のために必要な代理署名を拒否し、そのため一部の米軍基地が不法占拠状態に陥ったことがある。政府はその後法律を改正して知事による代理署名制度を廃止した。

現在の沖縄では、米軍改編の一環として普天間基地の県内移転が検討されているが、環境保護などの点からも問題が多い。

④アメリカ軍への後方支援や捜索、救助活動を定めた周辺事態法、日本人救出に自衛隊の艦船を用いるための自衛隊法改正、日米物品役務相互提供協定（ACSA）の周辺事態への適用（改正）の2法1協定からなる。

⑤2001年にアメリカで起きた同時多発テロを契機にアメリカ軍などの軍事行動を支援するために成立し、「戦時」において初めて自衛隊が海外派遣された。

⑥武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法の3法。

自衛隊の行動範囲が拡大し、有事における自治体の責務や国民の協力などが規定されているため、戦争を前提とした法体系への移行と人権侵害を危惧する声もある。

⑦同法に基づき、2004年に自衛隊がイラクへ派遣された。

⑧国民保護法、米軍行動円滑化法、改正自衛隊法、外国軍用品等会場輸送規制法、交通通信利用法など7法。

コメント [n2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 140

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 140

コメント [n4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 139